

告 示

埼玉県告示第五百七十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十七年五月十八日付けで、次のとおり処分した。

平成二十七年五月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあって は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
株式会社 マルコ工 務店	代表取締役円子雄 一	埼玉県所沢市 北野南一丁目 二十番地の十 三	平成二十七年六月二 日から同年七月一日ま で三十日間の業務の全 部停止